学習院女子大学教育ローン金利助成奨学金規程

平成16年4月14日 施行

改正 平成19年4月1日 平成25年4月1日

平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 学習院女子大学(以下「本学」という。)は、本学学部及び大学院の学生(以下「学生」という。)で、学費支弁が困難のため、学生本人又は学生の保証人が、本学学費納付を目的として、本学が指定した金融機関より教育ローンを借用した場合、申請によりその支払い金利の一部を、この規程の定めるところによって奨学金として給付する。

(目的)

第2条 この奨学金は、納付金納入のため金融機関より教育ローンを借用した者へ、金利の一部を援助することにより、学費支弁の財政的負担軽減を図ることを目的とする。

(対象学生)

第3条 給付対象は、本学学生で、原則最短修業年限(休学期間を除く)で卒業又は修了が見込まれる者とする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、教育ローンを借用した年度分から最短修業学年までの間で、金利を支払った期間とする。ただし、休学期間及び留年年度は支給しない。

(助成金額)

第5条 助成金額は、当年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分に対し、奨学金として支給する。ただし、1年間の上限を5万円とする。

(指定金融機関)

第6条 指定金融機関は、別に定める。

(手続き)

第7条 受給希望者は、当年度2月末日までに所定の申請書、本人又は保証人口座の振込口座届及び 支払いを証明する書類を添付の上、学生部へ申請する。未払いの月分の金利については、支払い済 月を参考とし支払い予定金額を記入の上申請するものとする。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、学生部と財務部で協議のうえ、学長が行う。

(担当部課)

第10条 この規程の改正に係る事務は、学生部が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月14日より施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。